

研修センター運営規程

平成9年5月11日 制定
平成22年5月23日 一部改定

- 第1条 一般社団法人北海道放射線技師会研修センター（以下、「研修センター」という。）の運営について必要な事項は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 研修センターに事務職員を置く。
- 第3条 事務職員は、研修センター利用に伴う必要な用紙を備え、別に定める様式により事前に必要な事項を会長に報告しなければならない。
- 第4条 会長の承認した者は、次の目的のため研修センターを利用することができる。
- (1) 会議又は会合等のため利用するとき
 - (2) 厚生慰安又は健全娯楽のため利用するとき
 - (3) その他会長が承認した場合
- 第5条 研修センターを利用しようとする者は、使用申込書（様式第1号）を会長に提出し、承認書の交付を受けなければならない。
- 第6条 研修センターの利用時間は原則として午前9時から午後9時までとする。
- 第7条 前条による研修センターの利用については、別表1の区分により使用料を徴する。ただし、会長が適当と認めた場合は減免することができる。
- 第8条 使用申込者は、事務職員に承認書を提出し、室の割当その他使用について事務職員の指示に従うものとする。
- 第9条 使用者は、設備ならびに備品の使用に当たっては常に十分な注意をはらわなければならない。
- 第10条 利用者が故意又は過失に因り施設、設備、器物を毀損し、又は滅失したときは、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。又利用を終わったとき、利用の承認を取り消されたときは、直ちに現状に回復して返還しなければならない。

別表1

時間 室別	午前9時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後9時	全 日
小会議室 〔1階〕	1,000 (2,000)	1,000 (2,000)	1,500 (3,000)	3,000 (6,000)
大会議室 〔3階〕	2,000 (3,500)	2,000 (3,500)	2,500 (4,500)	5,000 (10,000)

※（ ）内は会員外利用料金／単位：円

※ 会議室は冷暖房含む〔1階会議室は暖房のみ〕

※ 飲食を伴う使用については、別途清掃料金（清掃専門依託業者）を徴収する。

附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。

会 長

一般社団法人 北海道放射線技師会 会長 様

平成 年 月 日

施設名

氏 名

印

【 研 修 セ ン タ ー 使 用 申 込 書 】

1. 利用日時	平成 年 月 日 時 ~ 時
2. 利用人員	名
3. 利用責任者	
4. 利用目的（研修会、講演会その他具体的に記入して下さい。）	
5. 備 考	

【 利 用 承 認 書 】

上記の申込みによる研修センターの利用を承認する。	
平成 年 月 日	
一般社団法人北海道放射線技師会長	
報 告 欄	使用室名 会議室 1 階 3 階 1 階及び3 階 会 員 ・ 一 般 ・ そ の 他 ()
	取 扱 者 料 金 円 済 ・ 未 印